

N o 3 医師留学支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
令和 <u>5</u> 年度医師留学支援事業費補助金交付要綱 (案)	令和 <u>4</u> 年度医師留学支援事業費補助金交付要綱
<p>第 1 条 (略)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第 2 条 一般社団法人高知医療再生機構(以下「機構」という。)は、高知県内の若手医師の資質向上及びキャリア形成を支援するため、県内の医療機関に所属する医師が、国内外の先進的な医療機関等で<u>研修(原則、臨床研修及び専門研修プログラムの範囲内の研修を除く。ただし、特に必要がある場合は助成評価委員会に諮り理事長が判断する。)</u>を行うことに対して、予算の範囲内で補助を行う。</p> <p>(補助申請者の要件)</p> <p>第 3 条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。</p> <p>(1) 高知県内の医療機関に在籍する令和 <u>5</u> 年 3 月 31 日現在で原則として医師免許取得後 15 年以内の者</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>(補助申請)</p> <p>第 5 条 補助申請をしようとする者は、補助申請書(第 1 号様式)に関係書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。なお、これ以降に申請する者は、留学開始の 2 か月前までに提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は、令和 <u>5</u> 年 4 月 1 日からとし、これ以降に申請する場合には申請日からとする。</p> <p>(補助事業者の決定)</p> <p>第 6 条 補助事業者の選考は、一般社団法人高知医療再生機構の組織に関する<u>規則</u>(平成 22 年 3 月 29 日機構規則第 3 号)第 <u>6</u> 条に定める助成評価委員会が行い、理事長がこれを決定する。</p>	<p>第 1 条 (略)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第 2 条 一般社団法人高知医療再生機構(以下「機構」という。)は、高知県内の若手医師の資質向上及びキャリア形成を支援するため、県内の医療機関に所属する医師が、国内外の先進的な医療機関等で<u>研修</u>を行うことに対して、予算の範囲内で補助を行う。</p> <p>(補助申請者の要件)</p> <p>第 3 条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。</p> <p>(1) 高知県内の医療機関に在籍する令和 <u>4</u> 年 3 月 31 日現在で原則として医師免許取得後 15 年以内の者</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>(補助申請)</p> <p>第 5 条 補助申請をしようとする者は、補助申請書(第 1 号様式)に関係書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。なお、これ以降に申請する者は、留学開始の 2 か月前までに提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は、令和 <u>4</u> 年 4 月 1 日からとし、これ以降に申請する場合には申請日からとする。</p> <p>(補助事業者の決定)</p> <p>第 6 条 補助事業者の選考は、一般社団法人高知医療再生機構の組織に関する<u>規程</u>(平成 22 年 3 月 29 日機構規則第 3 号)第 <u>5</u> 条に定める助成評価委員会が行い、理事長がこれを決定する。</p>

新				旧				
2・3 (略)				2・3 (略)				
第7条～12条 (略)				第7条～12条 (略)				
附 則				附 則				
1 この要綱は、令和5年 月 日から施行する。				1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。				
2 令和5年度補助額は、令和5年9月を目途に決定する。決定までに請求できる概算払額は、 <u>補助(予定)額</u> の2分の1を上限とする。				2 令和4年度補助額は、令和4年9月を目途に決定する。決定までに請求できる概算払額は、 <u>補助額(予定)</u> の2分の1を上限とする。				
(別表)				(別表)				
区分	補助対象経費	補助率	補助限度額	区分	補助対象経費	補助率	補助限度額	
短期留学 (県外の先進的な医療機関等で行う概ね3か月以上12か月未満の研修)	(1) 現住所から留学先医療機関等までの往復旅費、 <u>海外留学保険料</u> (2) 住居費(家賃等賃借料、敷金、手数料、負担金)	定額	1,000千円 /人	短期留学 (県外の先進的な医療機関等で行う概ね3か月以上12か月未満の研修)	(1) <u>現住所から留学先医療機関等までの往復旅費</u> (2) 住居費(家賃等賃借料、敷金、手数料、負担金) (3) 研修費(受講料、留学先での移動交通費、書籍等購入費、消耗品費、通信運搬費、手数料、使用料、負担金) (4) その他理事長が特に必要と認める経費	定額	1,000千円 /人	
長期留学 (県外の先進的な医療機関等で行う概ね1年から3年程度の研修)	(3) 研修費(受講料、留学先での移動交通費、書籍等購入費、消耗品費、通信運搬費、手数料、使用料、負担金) (4) その他理事長が特に必要と認める経費		3,000千円 /人	長期留学 (県外の先進的な医療機関等で行う概ね1年から3年程度の研修)			(3) 研修費(受講料、留学先での移動交通費、書籍等購入費、消耗品費、通信運搬費、手数料、使用料、負担金) (4) その他理事長が特に必要と認める経費	3,000千円 /人
海外留学 (海外の先進的な医療機関等で行う概ね3か月以上の研修)	<u>※「公募事業 Q&A」及び「補助対象経費・基準額等について」を確認すること。</u>		3,000千円 /人	海外留学 (海外の先進的な医療機関等で行う概ね3か月以上の研修)			(4) その他理事長が特に必要と認める経費	3,000千円 /人
<u>※海外留学時に同行するご家族の保険料について、補助事業の対象として申請しようとする場合には、保険の契約の前にはあらかじめご相談ください。</u>								

新	旧
第1号様式 <u>年度の変更</u> 第2号様式 <u>年度の変更及び決定時期等を追加</u> 第3号様式 <u>年度の変更</u> 第4号様式 <u>年度の変更</u> 第5号様式 <u>年度の変更及び補助事業実施期間等を追加</u>	<u>第1号様式</u> <u>第2号様式</u> <u>第3号様式</u> <u>第4号様式</u> <u>第5号様式</u>
(別紙1) <u>申請者の所属施設名と診療科等を追加</u> <u>5 留学事業の内容に(5)留学先での雇用形態、給料・手当等、その他の補助の有無を追加</u>	<u>(別紙1)</u>
(別紙2) 変更なし	(別紙2)
(別紙3) 変更なし	(別紙3)
(別紙4) <u>Wordの様式を廃止しエクセルのみに変更</u> <u>申請者の所属施設名と診療科等を追加</u>	<u>(別紙4)</u>
(別紙5) <u>申請者の所属施設名と診療科等を追加</u>	<u>(別紙5)</u>
(別紙6) <u>申請者の所属施設名と診療科等を追加</u>	<u>(別紙6)</u>
(別紙7) <u>Wordの様式を廃止しエクセルのみに変更</u> <u>申請者の所属施設名と診療科等を追加</u>	<u>(別紙7)</u>
(別紙8) 変更なし	(別紙8)
<p><u>※様式全体として、記載方法や注意点を追記しています。</u></p>	